

アルコール検知器使用義務化規定の適用について!!

【令和5年12月1日から開始】

令和4年10月1日から施行される予定であった「アルコール検知器を使用したアルコールチェックの義務化」は延期の暫定措置がとられていましたが、令和5年12月1日から適用されることが決定しました。

各事業所におかれましては、以下の点などに留意してアルコール検知器使用義務化に備えるようにしてください。

○ アルコール検知器の準備はお済みですか？

「12月に間に合えばいい」では遅すぎます。実際には、操作方法の確認、検知方法の周知など色々な準備が必要となります。

早めの準備を！！

○ アルコールチェックの運用体制は構築されていますか？

- ・ 対面でチェックできない場合の確認方法
- ・ 安全運転管理者等が不在時の確認方法
- ・ アルコールが検知された場合の対処方法 など

○ アルコール検知器は常時有効に保持しなければなりません！

- ・ 故障していないか、正常な測定結果が得られているかなど常に確認する必要があります。
- ・ 取扱説明書に定められたメンテナンスや買い替えを行う必要があります。

不明な点等ございましたら、事業所を管轄する警察署交通課(係)もしくは北海道安全運転管理者協会までお問い合わせください。